

入札説明書

更新時講習等委託については次のとおりとする。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
更新時講習等委託
- (2) 業務の処理方法等
別添「仕様書（更新時講習等）」のとおり
- (3) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に關与させている者でないこと。
- (4) 島根県の行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3並びに道路交通法第108条の3の4第1項及び道路交通法施行規則第38条の4の3の規定により、島根県公安委員会が本契約業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めた者であり、入札申請日までに、島根県公安委員会から認定通知書の交付を受けていること。
なお、認定書は、島根県公安委員会が定めた直近の申請期間に申請したものであること。
(申請先機関：島根県警察本部交通部運転免許課)
- (9) 令和8年4月1日に本件委託業務に着手できる者であること。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、別に定める入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を島根県警察本部長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもってするものとし、その結果は入札参加資格確認通知により各申請者へ通知する。

4 入札参加資格確認申請等に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - (2) 認定通知書（写）
 - (3) 定款
 - (4) 登記事項証明書
 - (5) 営業経歴書（様式第2号）
 - (6) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第3号）
 - (7) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く）
県民センターの長が発行する未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がない旨の証明書を提出すること。
 - (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書
納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行の未納税額がないことを証明したもの
 - (9) 入札保証金の免除を受けるための書類
免除を受けようとする者は、提出すること。
 - (10) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒
定型封筒（長形4号程度）に110円切手を貼付し、宛先を記入すること。
- ※ 上記(4)(7)(8)については、申請日前3か月以内に発行された原本又は写しを提出のこと。ただし、(3)(4)(5)(6)(7)(8)については、島根県の物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿等に登載されている場合は、提出を省略できるものとする。

5 申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8年3月2日（月）正午までに後記6の(1)の場所へ提出すること。
提出は、持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）によってすること。
なお、入札者は、入札日時までの間において、当該書類に関し説明及び補正を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510
島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110（内線2241、2242）
- (2) 入札説明会
ア 日時 令和8年2月19日（木）午前11時

イ 場所 島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター3階第3講習室

(3) 入札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年3月17日(火)午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎7階聴聞室

ウ 開札 即時開札

7 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札は、入札書(様式第4号)によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「氏名」欄には次により記載すること。

(ア) 入札、開札の日に入札・契約権限がある者(支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。)が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該支店長等の氏名を記載すること。

イ 入札書の提出に当たっては、封筒に入れ、のり付けし、密封のうえ、封筒の表書きとして「入札者の法人名」及び前記1の「入札の件名」を記載し提出すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札者は、当該業務の履行にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。

オ 落札決定に当たっては、最低入札価格をもって落札金額とする。

カ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

キ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

ク 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。

ケ 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができない。

コ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行う。

サ 郵送、ファックス、電子メール、電話による入札は認めない。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して(外国人の場合は署名を含む。)おくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札保証金

ア 島根県会計規則(昭和39年島根県会計規則第22号)第61条第1項の規定により、契約予定相当額(入札予定金額に消費税等の額を加算した額)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金は免除する。

イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他のものには落札決定後に還付するものとする。

エ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

オ 入札保証金の納付は、令和8年3月17日の午前9時から午前10時までの間に島根県警察本部会計課まで持参の上、納付をすること。

(4) 再度入札

ア 再度入札は2回までとする。

イ 再度の入札に付し、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うこととする。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2名以上あるときは、直ちに当該入札参加者等にくじを引かせ落札者を決定する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(7) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(8) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(9) 入札の辞退

島根県警察本部長の承認を受けた後、入札を辞退する場合は次によることとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退書を持参又は郵送等により提出するものとする。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出するものとする。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められる時は、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

8 契 約

(1) 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

(2) 前金払

あり

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以

内に契約を締結するものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書3通に記名押印し、更に島根県警察本部長及び島根県公安委員会が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において島根県警察本部長及び島根県公安委員会が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長及び島根県公安委員会が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約予定額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9 質 疑

(1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び仕様書（更新時講習等）について質疑がある場合は、質疑書（様式第7号）により令和8年2月24日（月）正午までに提出すること。

(2) 提出先

6の(1)に同じ。

10 入札説明書添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 営業経歴書（様式第2号）

(3) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第3号）

(4) 入札書（様式第4号）

(5) 委任状（本社の契約権限者又は委任を受けた支店長等が支店長等以外の者に入札等の事務を委任する場合）（様式第5号）

(6) 質疑書（様式第6号）

(7) 入札保証金免除申請書（別紙）

(8) 入札書封筒の作成要領

(9) 契約書（案）

(10) 仕様書（入札日までに返却すること）